

2020年9月11日発行（臨時号）



宮城労働局メールマガジン



---

目 次

---

《お知らせ》

1. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額825円に～
2. 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しについて
3. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について
4. 10月は全国労働衛生週間（9月は準備期間）
5. 石綿障害予防規則等が10月から一部施行

---

1. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額825円に～

---

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和2年10月1日から1円引き上げられ、825円に改正されます。

現在の賃金額（月給制の場合は時間額換算で）をご確認の上で、本年10月1日以降の賃金について、最低賃金額以上の支払いとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。

<報道発表資料>

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000704311.pdf>

【お問合せ先】賃金室(022-299-8841)

---

2. 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しについて

---

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するた

め、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金）を設けています。

今後、本助成金の支給要件のうち、令和2年9月末までとなっている、事業主が対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限について、同年12月末まで延長する予定ですので、お知らせいたします。詳細については、あらためて公表いたします。

なお、令和3年1月末までとなっている、対象となる休暇の取得期限については、変更はありません。

<詳細はこちら>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13226.html)

また、妊娠中の女性労働者の皆様におかれましては、事業主に母性健康管理措置を申し出たにも関わらず、措置を講じてもらえない場合がありますら、お早めに雇用環境・均等室にご相談ください！

【お問合せ先】雇用環境・均等室(022-299-8844)

---

### 3. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について

---

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

- ・ 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）

- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）

を創設し、令和2年2月27日から9月30日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。

今後、対象となる休暇取得の期限を12月末まで延長する予定ですので、お知らせいたします。詳細については、あらためて公表いたします。

<詳細はこちら>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13261.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13261.html)

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

---

#### 4. 10月は全国労働衛生週間（9月は準備期間）

---

厚生労働省では、今年度、71回目となる全国労働衛生週間を実施します。

今年度のスローガンは、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

です。

宮城労働局では、リスクアセスメントなどの自主的な取組により、過重労働・メンタルヘルス不調・化学物質による健康障害防止、労働者の健康確保の推進を呼びかけています。

本週間の趣旨をご理解いただき、「令和2年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づく、積極的な労働衛生管理活動をお願いします。

なお、今年度は、各事業場での取組の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用などにより、事業場の実態に即した感染症拡大防止対策の確保に十分ご配慮いただきながら取り組まれるようお願いいたします。

本週間 10月1日から10月7日

準備期間 9月1日から9月30日

●令和2年度全国労働衛生週間の実施について（実施要綱等）

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200831-roudouiseiweek\\_r2.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200831-roudouiseiweek_r2.html)

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

---

#### 5. 石綿障害予防規則等が10月から一部施行

---

建築物の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の充実を目的とした、改正石綿障害予防規則等が7月1日に公布され、また、7月27日には関連する告示が制定されました。改正事項は、石綿の事前調査の方法・事前調査及び分析調査の実施者の要件等を明確化のほか、除去作業中断時の点検・隔離解除前の確認の実施、作業の実施状況等の記録・保存などです。施行日は改正事項により異なり、順次施行されます。10月1日からは、石綿含有成形品の除去は原則切断・破碎等以外の方法によること、けい酸カルシウム板第1種をやむなく切断・破碎等する場合には作業場所を隔離等することが施行されます。

ご不明の点などについては、宮城労働局健康安全課または最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

●石綿障害予防規則等が改正されました

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200903-isiwatakasiei.html>

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

---

★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2020.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html)

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- 
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
  - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
  - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
  - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
  - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
  - ・携帯メールには対応しておりません。
  - ・当メールマガジンの内容の全部または一部について

ては、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）  
〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎  
電話 022-299-8834  
宮城労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---